

岡崎市学校適正規模検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒数の増加又は減少に伴う学校生活、学校運営及び施設整備に関する諸問題を調査し、岡崎市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置並びにこれらに関連する事項を調査検討するため、岡崎市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、必要な事項を岡崎市教育委員会に報告するものとする。

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) 前号に定めるもののほか、学校環境の整備に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域代表者
- (2) 保護者代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 市民公募委員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。